

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日(火) 8時52分から9時30分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(14人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	内野淳志
委員	12人
4. 欠席委員 2人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 9 議案5 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 5 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。3 番、畠山委員、1 1 番川本委員より欠席の届出が出されております。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 1 3 番、岩崎委員、1 4 番、赤川委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによりよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	只今、説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 4 件です。 1 番、江部乙町 番、現況地目「田」12,463 m²、「畑」1,722 m²、さんと さんとの解約で解約理由は、借主の申出によるものです。 2 番、江部乙町 番、現況地目「田」5,258 m²、さんと さんとの

		解約で解約理由は、借主の申出によるものです。1番、2番については新しい賃貸借を予定しています。 3番、江部乙町 番、現況地目「畑」28,135 m²、さんとさんの解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第2号で説明しますが農地法3条による売買を予定しています。 4番、朝日町 番、現況地目「畑」431.01 m²、さんとさんの解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第3号で説明しますが農地転用を予定しています。以上4件については、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第1号について、原案のとおり決定とします。
		議事日程6番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転1件です。
		1番、江部乙町 番、地目「畑」面積28,612 m ² 、さんからさんへの売買による所有権移転です。譲渡人は今回耕作者であるさんに売買するものです。売買金額は1,430,600円です。以上で説明を終わります。
説 明 員		補足で説明をします。
		譲受人のさんは、ワインづくりをしていますが、今回経済産業省の中小企業等事業再構築促進事業という補助金があり、中小企業が通常枠で8千万まで、補助率2/3、と高い補助率ですが、現在申請をしています。念願であったワイナリーの建設を行う予定で、新規就農サポート

		チームで面談、現地確認を行っていますが、事業費が約8千万、「株式会社□」として農業法人化も行っております。登記終了後、ワイン工場の部分の5条転用を行います。農政課と話はついており、農振区域については農業用施設として用途区分の変更で対応できる予定です。ただし経済産業省の事業再構築促進補助金が取れない場合、公募制の補助金なのですが採択にならなければ事業は断念すると聞いております。資金は○銀行が対応しています。△信金は追加融資はしていません。ただ、さらに追加融資は○銀行でも難しいといわれています。経済産業省の補助金は3回目の募集が行われているという状況です。補足説明です。
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委 員		さんは何歳ですか。
説 明 員		昭和62年生まれ、34歳です。
委 員		ワイナリーの建設費だけで8千万円かかるのですか。
説 明 員		醸造用の機械が高い。輸入するので高いです。通常、ワイナリー建設では億単位の費用がかかります。
委 員		今、ワインは作っているのですか。
説 明 員		岩見沢市にあるワイナリーに委託して、1本3,300円位で3千本販売しているが完売したそうです。ただ本数が少ないので収入はそれほどでもないです。
委 員		どこに建設するのか。
説 明 員		市道側の古い母屋とハウスの撤去跡あたりを利用するようです。
議 長		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第2号については原案のとおり決定いたします。
		議事日程7番、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 7 件です。 1 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 302 m²、転用目的は、花壇兼雪堆積場の整備です。 2 番、緑町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 181 m²、転用目的は駐車場及び雪堆積場の整備です。 3 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 595 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 4 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 396 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 5 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 53.43 m²、転用目的は家庭菜園の規模拡大です。 6 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 352 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 7 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 330 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。 工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上 1 番から 7 番までは用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 8 番、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めま

説 明 員	す。 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の新規設定が 1 件、所有権移転が 2 件です。 1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 52,115 m²、 さんか さんへの賃貸で、期間は 5 年、10a 当りの賃借料は 3,000 円です。これまで さんが賃貸しておりましたが、今年度で貸借終了することから新たに さんに貸借するものです。 次に所有権移転 1 番、江部乙町 番、地目「田」、面積 37,996 m²、北海道農業公社から さんへの売買による所有権移転賃貸です。売買価格は 12,918,000 円、10a あたり 340,000 円です。農地保有合理化事業により旧所有者である さんから取得した農地に賃貸借権を設定して農用地利用集積計画を定めていたものですが、この度売買による所有権移転を行うものです。 2 番、江部乙町 番、地目「田」、面積 33,114 m²、北海道農業公社から さんへの売買による所有権移転賃貸です。売買価格は 10,927,000 円、10a あたり 330,000 円です。農地保有合理化事業により旧所有者である さんから取得した農地に賃貸借権を設定して農用地利用集積計画を定めていたものですが、この度売買による所有権移転を行うものです。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号について、原案のとおり決定といたします。
	議事日程 9 番、議案第 5 号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 5 号、現況証明願について説明いたします。

	1 番、江部乙町 番、登記簿地目「畑」、面積 732 ㎡。所有者、さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 5 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号については、原案のとおり決定いたします。
	本日の議案については、以上でございます。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第 16 回総会は 10 月 27 日 14 時からということで決定します。
	以上をもちまして、第 15 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。
	皆さんご苦労さまでした。(9 : 30)